

はじめに

人が人として尊ばれ、幸せな生活を営む上で欠かすことができない権利である基本的人権が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、責務でもあります。

滋賀県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)3月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づき、平成15年(2003年)3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。さらに、同方針に基づく人権施策全般を推進するために策定した「滋賀県人権施策推進計画」に関しては、人権をめぐる昨今の様々な課題や社会情勢の変化、また県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、令和6年(2024年)7月に第2次改定版を策定しました。また、令和5年(2023年)3月文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(CO-COLOプラン)について」を受けて、滋賀県でも、不登校対策や夜間中学での学び直しなど、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、引き続き取組を進めております。

県教育委員会においても、「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」に基づいて、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度を育む取組を進めております。

県生涯学習課としましては、今後も県民一人ひとりが、日常の様々な場面で起こっている人権課題に気づき、正しく理解した上で、自らの生き方に関わる問題として受け止め、自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、人権に関する多様な学習機会の充実や学習情報の提供など、学習環境づくりに努めてまいります。

この社会教育における人権学習の手引「波紋」を地区別懇談会や各種の研修会などで広く御活用いただき、様々な人権課題を取り上げていただきながら、学習機会の工夫や改善が推進されるとともに、学習の輪が一層広がり、人権が尊重される社会づくりの実践につながることを願っております。

最後になりましたが、本冊子の発刊にあたり、事例や情報等を御提供いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和8年(2026年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課